令和5年度 鎌ケ谷市立西部小学校いじめ防止基本方針

いじめは、児童(生徒)の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び 人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさ せるおそれがあるものである。又、いじめは、どの児童(生徒)に対しても起こりうる ものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り 組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。

(いじめ防止対策推進法第1条等より)

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童(生徒)に対して、当該児童(生徒)が在籍する学校に在籍 している等当該児童(生徒)と一定の人的関係にある他の児童(生徒)が行う心理的又 は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であっ て、当該行為の対象となった児童(生徒)が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (2) いじめの防止等のための対策に関する基本理念
 - ・「いじめをしない、させない、放置しない」学校をつくる。
 - ・すべての児童が安全に安心して学校生活を送れる学校をつくる。
 - ・いじめの問題の克服のために、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他 の関係者と連携して取り組む。
- (3) 学校及び学校の教職員の責務
 - ・児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止 及び早期発見に取り組む。
 - ・いじめの問題への対応は、組織で対応し、適切かつ迅速に対処する。
 - ・教職員は児童、保護者から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、 校内の「いじめ対策会議」への通報など適切な処置をとる。
- (4) 児童の責務
 - いじめを行ってはならない。
 - いじめを認識しながら放置してはならない。
 - ・いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である ことを理解する。

2 「学校におけるいじめ防止等に向けた対策のための組織」について

本校では、いじめの未然防止、早期発見および対処に努める組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

この組織は、いじめの防止・早期発見・対処に当たって、その時の状況に応じて、 関係の深い教職員や外部専門家等を追加するなどの柔軟な組織とする。

3 いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを 進めていくことである。

- (1) 安心・安全な学校生活
- (2) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
- (3) 豊かな人間関係づくりと心が通い合うコミュニケーション能力の育成
- (4) いじめに対する正しい知識の指導

4 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対処の前提であり、定期的なアンケート調査や個別面談等により積極的にいじめの兆候を捉えにいく。また、いじめを受けている又はいじめを認知した児童生徒が、速やかに相談できる体制をを整備する。

- (1) アンケート調査を実施する。(市一斉・・・年2回、学校独自・・・年3回)
- (2) 児童対象の教育相談週間を実施する。(年3回)
- (3) 個人面談等をとおして、保護者との連携に努める。(年3回)
- (4) 教職員間における情報の共有に努める。※いじめに関する研修会の実施

5 いじめの相談・通報について

いじめについて相談することや通報することの大切さを伝えるとともに、相談できる 場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては、十分に配慮をし、迅速かつ 適切に対応する。

(1) 学校のいじめの相談・通報窓口

相談箱の設置(保健室廊下に設置) 教育相談教諭への相談

養護教諭への相談

(2) 学校外の相談・通報窓口

相談場所	連絡先
鎌ケ谷市青少年センター	047-445-4307
鎌ケ谷市適応指導教室(ふれあい談話室)	047-445-4952
鎌ケ谷市教育委員会学校教育課指導室	047-445-1141
鎌ケ谷市青少年インターネット目安箱	http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi/
	seikatsu/seisyounen/meyasubako.html
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310(なやみ言おう)
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
子どもの人権110番	0120-007-110
千葉県ヤングテレホン ※県警少年相談窓口	0120-783-497
市川児童相談所	047-370-1077
千葉いのちの電話(24時間365日)	047-227-3900
チャイルドライン千葉	0120-99-7777

(3) 相談・通報からの流れ



6 いじめを認知した場合の対応

(1)個々の事案に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、組織としての対応をする。 ※対応についてのフローチャートを「9 いじめ発生時の対応マニュアル」に記載。

- (2) 重大事態への対処について
 - ・重大事態について(いじめ防止対策推進法第28条第1項)
 - ○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認めるとき。(第1号)
 - ○いじめにより当該学校に在籍する児童等が<u>相当の期間</u>学校を欠席することを 余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(第2号)
 - ※上記の「相当の期間」とは、年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して 欠席している場合は、速やかに対応する。

- ・重大事態が発生した際には、その旨を鎌ケ谷市教育委員会に報告する。 ※重大事態における調査の主体については教育委員会が判断する。
- ・いじめ対策会議の招集(緊急会議)
- ・警察や関係機関との連携

7 公表・点検、評価等について

- ・学校基本方針は、学校のホームページに掲載し、公表する。
- ・学校評価等を活用し、学校でのいじめ問題への取組等を評価する。
- ・評価を分析し、取組の見直しをする。

8 いじめ防止対策年間計画

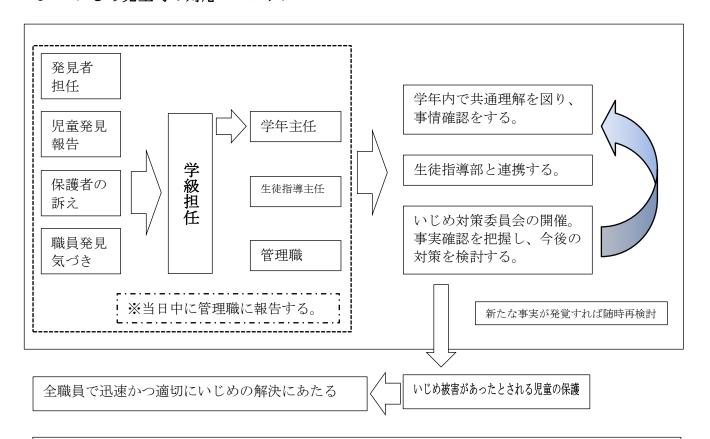
8 V	しの防止対象年間	1) P1 P1			
月	会議等	未然防止	早期発見		指導事項(生活目標)
4	・学年会→生徒指導部 会→職員会議で個別 の児童・事案につい て共通理解及び対策 の検討 ・いじめの疑い→緊急 会議	 ・昨年度の「いじめ認知シート」の確認 ・学級開き ・SOS の出し方教育 ・1 学期のめあて ・懇談会での啓発 ・保護者からの情報収集 (懇談会・個人面談) 	(懇談会・個人国談)・1年生を迎える会	わかる授業の推進・道徳	・進んであいさつをしよう 【挨拶】
5	・学年会→生徒指導部 会→職員会議で個別 の児童・事案につい て共通理解及び対策 の検討 ・いじめの疑い→緊急 会議 ・いじめ定例会議	・生徒指導に関する研修会①(校内)		道徳教育の充実・教室環境の整備	・相手を見て話を聞こう【話の聞き方】
6	・学年会→生徒指導部 会→職員会議で個別 の児童・事案につい て共通理解及び対策 の検討 ・いじめの疑い→緊急 会議	・先生あのね週間	・5年 林間学校・いじめ調査(市一斉)・西部小アンケート・先生あのね週間	VIII .	・係や当番の仕事に進んで取り組 もう 【勤労・責任】
7	・学年会→生徒指導部 会→職員会議で個別 の児童・事案につい て共通理解及び対策 の検討 ・いじめの疑い→緊急 会議 ・いじめ定例会議	・保護者との情報交換 (個人面談) ・1学期のふり返り ・夏季休業中の生活の指導	・保護者との情報交換 (個人面談) ・いじめ追跡調査(市一斉)		・進んで整理整頓や片づけをしよう 【勤労・奉仕】
8	・学年会→生徒指導部 会→職員会議で個別 の児童・事案につい て共通理解及び対策 の検討 ・いじめの疑い→緊急 会議	・生徒指導に関する研修会② (校内)			
9	・学年会→生徒指導部 会→職員会議で個別 の児童・事案につい て共通理解及び対策 の検討 ・いじめの疑い→緊急 会議 ・いじめ定例会議	・2学期のめあて ・夏季休業明け実態把握	・各学年 校外学習 ・学年主任会		・けじめのある 生活をしよう 【節度・節制】

1 0	・学年会→生徒指導部 会→職員会議で個別		・各学年 校外学習 ・保護者との情報交換	・思いやりのある言葉を使おう 【親切・思いやり】
	の児童・事案につい		(懇談会)	
	て共通理解及び対策 の検討			
	・いじめの疑い→緊急 会議			
1 1			・6年 修学旅行 お	じょうぶな体をつくろう
1 1	・字平芸→生徒指導部 会→職員会議で個別		・床もべくn カ	「健康・休力の向上」
	の児童・事案につい		・いじめ調査(市一斉) 🧸 🥱	<u> </u>
	て共通理解及び対策		・西部小アンケート 業	
	の検討		・いじめ調査 (市一斉) 接 ・西部小アンケート 業の ・先生あのね週間 推進	
	・いじめの疑い→緊急		l .	
	会議		┃ 道	
	・いじめ定例会議		製	
1 2	学年会→生徒指導部	・保護者との情報交換	・保護者との情報交換 (個人面談) カ実	進んで自分の意見を伝えよう
	会→職員会議で個別	(個人面談)	(個人面談) 第	【主体的な態度】
	の児童・事案につい	・2学期のふり返り	・いじめ追跡調査 * * *	it l
	て共通理解及び対策	・冬季休業中の生活の指導	室	
	の検討			
	・いじめの疑い→緊急		<i>の</i>	ţ .
	会議	o W little o V . Iv. of	-	i
1	・学年会→生徒指導部	・3学期のめあて ・冬季休業明け実態把握	_	■ 目標を立てて生活をしよう【自主・自立】
	会→職員会議で個別	• 冬学怀耒明り夫態恺姪		【日土・日工】
	の児童・事案につい			
	て共通理解及び対策 の検討			
	・いじめの疑い→緊急			
	会議			
	・いじめ定例会議			
2	· 学年会→生徒指導部	保護者との情報交換	・保護者との情報交換 (懇談会)	・クラスや友達の良いところを探
	会→職員会議で個別	(懇談会)	・西部小アンケート	そう
	の児童・事案につい		・先生あのね週間	【思いやり・協力】
	て共通理解及び対策			
	の検討			
	・いじめの疑い→緊急			
	会議			
3	· 学年会→生徒指導部	・1年間のふり返り	・6 年生ありがとうの会	・お世話になった人に感謝の
	会→職員会議で個別	・春季休業中の生活の指導		気持ちを伝えよう
	の児童・事案につい	・次年度への引き継ぎ		【感謝】
	て共通理解及び対策			
	の検討			
	・いじめの疑い→緊急 ☆誰			
	会議・いじめ定例会議			L
	・いしめた例云巌			

毎月開催

- ・学年主任会 校長・教頭・教務主任・各学年主任・養護教諭・生徒指導主任
- ・生徒指導部会 生徒指導主任・各学年生徒指導担当・養護教諭・長欠担当

9 いじめ発生時の対応マニュアル



- ・いじめ(疑いのあるものを含む)について「気づき、発見、訴え、相談」などがあった場合は、 その日のうちに学年主任、生徒指導主任、管理職に報告する。休日の場合でも、電話連絡などで 報告をする。
- ・報連相を怠らない。学級担任などが一人で抱え込まず、迅速に学年、生徒指導担当の職員と連携を図り組織的に対応する。
- ・保護者への連絡は、可能な限り迅速に行い、新たな事実関係が発覚した場合は随時報告を行うと 共に、家庭訪問を行う。

この基本方針は、今後、職員会議等で、取組の点検・評価をし、改善及び見直しを図っていくことを付記する。